

●都市再生特別措置法の一部を改正する法律案

〈予算関連法律案〉

背景

都市の国際競争力の強化

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。
- 民間都市開発プロジェクトを強力に推進し、都市の国際競争力を強化

都市の魅力の向上

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野において、共助の精神で活動する「新しい公共」を支援する。
- まちづくりへの民間主体の参画を促し、都市の魅力を向上

法案の概要

民間都市開発プロジェクトの大臣認定の申請期限の延長

- 民間都市開発プロジェクトの大臣認定の申請期限を平成29年3月31日まで延長
* 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、**税制支援、金融支援**を実施

民間都市開発プロジェクトに対する金融支援

- 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて、新たな金融支援を実施（支援のための資金調達に対する政府保証を法律で規定）（平成23年度予算案：600億円）

特定都市再生緊急整備地域の指定

大都市の国際競争力強化の観点から政令で指定

官民連携による整備計画

- ・国・地方・民間の三者による官民協議会が作成（PPP）
- ・事業の内容、実施主体、実施期間等を明記
- * 都市拠点インフラ（国際空港へのアクセス改善等）の整備に係る**予算支援**の創設（平成23年度予算案 事業：44億円、調査：2億円）

整備計画に基づく特例

- 民間都市開発プロジェクトの許認可等の手続をワンストップ化
- 民間都市開発プロジェクトの実施に必要な都市計画決定の迅速化
- 下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

- 大臣認定の処理期間を短縮（3ヶ月→45日）

道路の上空利用のための規制緩和

- 都市再生特別地区において、道路の上空等を利用した建築物の建築を可能に

- * 大臣認定を受けた優良な民間都市開発プロジェクトについて**思い切った税制支援**を実施

にぎわい・交流の創出のための道路占用許可の特例

- 都市再生整備計画*の区域内においてオープンカフェ、広告板等の占用許可基準を緩和



道路空間の有効利用によるまちなぎわい・交流の場の創出 **特例のイメージ：オープンカフェ**

〔*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画〕

にぎわい・交流の創出のための民間協定制度の創設

- まちなぎわい・交流の場を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な管理



特例のイメージ：広場での住民参加のイベントの開催

- ・まちづくり団体も参加し、ノウハウを提供
- ・国・自治体が必要なサポートを実施

都市再生整備推進法人*制度の拡充

- 指定対象にまちづくり会社を追加
- 都市再生整備計画の提案権を付与

〔*都市再生整備推進法人
まちづくりに関する豊富な情報やノウハウを活用して、まちづくり活動を行う特定非営利活動法人、一般社団・財団法人について、市町村長が指定（現行）〕

官民連携を通じて都市の国際競争力の強化と魅力の向上を図り、都市の再生を推進